

令和7年2月12日

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 山口裕之 殿

国立大学法人徳島大学長
河村 保彦

学長懇談を踏まえた追加質問の送付(回答)

令和6年12月26日付けの学長懇談を踏まえた追加質問に対して、下記のとおり回答いたします。

記

1) 任期付き教職員の任期延長の手続きの詳細について

本学では平成26年1月24付けで「改正労働契約法への対応方針」を通知しているところであり、任期付き教員の雇用については通算10年を限度としているため、部局の裁量により、本学の任期雇用契約10年を超えない範囲内であれば、労働基準法第14条(※)の労働契約期間内で引き続き再採用することは可能です。

手続きについては、各部局の教員選考手続きに沿って改めて選考されるため、部局長が教員選考の発議を行い、その後に選考が進められることとなります。教員選考は部局の将来構想等を踏まえて行うため、直接又は教授を通じて部局長にご相談ください。

※労働基準法第14条により、任期を付して雇用する場合は、以下の範囲内で任期を付すこととされています。

原則:3年

例外:5年(高度の専門的知識を必要とするもの(※※博士の学位取得者、医師、歯科医師、薬剤師等))

※※「労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」によります。

2) 蔵本駐車場の収支決算報告書等、具体的な収支額がわかる資料(過去5年分)

別途資料を添付します。

3) 入試業務の手当の変更に関する詳細について

現在、教員が本学の実施する入学者選抜試験又は大学入学共通テストの業務に従事し

た場合、超過勤務手当を支給していますが、入試手当の支給に変更することを検討しています。手当額等の詳細については、別添「国立大学法人徳島大学入試手当支給細則(案)」のとおりです。